

	対象サービス		提出書類
高齢者虐待防止措置 実施の有無	居宅サービス 施設サービス	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	別紙 2 別紙 1-1、別紙 1-2
	地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護	別紙 3-2 別紙 1-3
	総合事業	介護予防型訪問サービス、基準緩和型訪問サービス 介護予防型通所サービス、基準緩和型通所サービス	別紙 50 別紙 1-4、別紙 1-5
業務継続計画 策定の有無	居宅サービス 施設サービス	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	別紙 2 別紙 1-1、別紙 1-2
	地域密着型 サービス	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護	別紙 3-2 別紙 1-3
	総合事業	介護予防型通所サービス、基準緩和型通所サービス	別紙 50 別紙 1-4、別紙 1-5
同一建物減算※	居宅サービス	訪問介護	別紙 2 別紙 1-1
	総合事業	介護予防型訪問サービス、基準緩和型訪問サービス	別紙 50 別紙 1-4、別紙 1-5

※訪問介護において、「同一建物減算」の12%の適用は、令和6年11月からですので、**4月に届出をする必要はありません。**
また、訪問介護における「同一建物減算」のうち、訪問介護事業所と同一敷地内建物等以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合の10%減算については、**届出する必要はありません。**